

令和5年度 青梅市立第六小学校いじめ防止基本方針**1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢**

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童はいない」との認識にたつことを基本とする。そして、全校児童が安全で安心して学校生活を送り、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を伸長することができるよう「いじめのない明るい学校づくり」に努めていく。

そのために本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止および早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速に対処できるように「青梅市立第六小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

2 いじめ未然防止のための取り組み

- (1) 「いじめは絶対に許されない。」という学校全体の雰囲気醸成
 - ア 校内委員会を中心としたいじめへの組織的な対応を徹底する。
 - イ 生活指導部を中心とした共通理解をもった児童への指導および対応を徹底する。
 - ウ 全校朝会での児童への指導を徹底する。
- (2) 人権教育および道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等による、いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア 特別の教科道徳の授業の充実を図るとともに、道徳授業地区公開講座を実施する。
 - イ 100冊5000ページの取り組みや図書ボランティアによる読み聞かせ活動に取り組む。
 - ウ 保育園や老人介護施設などとの交流活動に取り組む。
- (3) 児童らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取り組みの推進
 - ア 児童会による「三田っ子いじめゼロ宣言」に取り組み、青梅市立西中学校生徒会、同第五小学校児童会とポスターの交流等連携する。また、青梅市の「いじめゼロ宣言子ども会議」へ参加する。
 - イ 全校による「あいさつ運動」に取り組む。
 - ウ たてわり班清掃・たてわり班遊び等の異学年交流に取り組む。
- (4) 校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
 - ア 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めるとともに、学級経営を充実する。
 - イ いじめ総合対策【第2次】下巻[実践プログラム編]等を活用した授業を実施する。
 - ウ 講師を招聘したり、いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組編]等を用いたりして校内研修を実施する。
- (5) 児童および保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動の推進
 - ア スクールカウンセラー（SC）を中心とした相談体制を充実し周知する。
 - イ ソーシャルスキルトレーニングを計画的に実施する。
 - ウ ポスターの掲示やチラシ等を配布するとともに、いじめ防止のリーフレットを活用した啓発活動、関係機関の相談窓口等の周知を行う。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ア 児童に対する情報モラル教育の充実および児童やその保護者に対するセーフティ教室、SNSルール、SNS六小のきまりの啓発活動を行う。
 - イ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
 - ウ ネット上のいじめ対応については、必要に応じて警察署や法務局等の協力・援助を求める。
- (7) 家庭・地域・関係諸機関との緊密な連携・協力の推進
 - ア 学期ごとに保護者会や個人面談週間を実施する。
 - イ 学校公開を実施する。（保護者・地域住民・学校運営連絡協議会委員・関係機関等を対象とする）
 - ウ 六小便り・学級便り・学校メール等での情報提供や協力を依頼する。

3 いじめ等の早期発見・早期対応

(1) いじめ等の早期発見の取り組み

- ア 青梅市いじめ調査アンケートを年間4回行い、児童の悩みや人間関係を把握するとともに、日記や会話等から日々の児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努めるとともに、いじめ等について抵抗なく相談できる校内体制や環境を整える。(SCの効果的な活用)
- ウ 保護者会や六小便利・学級便り等を通じた学校・学級の取り組みの発信および情報の収集と共有に努める。
- エ スクールカウンセラーによる5・6年生を対象とした全員面接を実施する。

(2) いじめ等の早期対応の取り組み

- ア いじめの発見・通報を受けたときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長を中心に組織的に対応する。
- イ 情報収集を綿密に行い、いじめの有無を確認した上で、いじめられている児童の安全を最優先に考える。また、いじている児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導に当たる。
- ウ いじめをやめさせ再発を防止するために、いじめられていた児童とその保護者に対する支援に努める。また、いじていた児童の指導とその保護者への助言を継続して行う。
- エ 教職員および青梅市教育委員会の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家や警察署、児童相談所、等の関係機関との連携のもとで対応する。

4 重大事態への対応

- (1) いじめられた児童の安全確保に努めるとともに、組織的な対応を図る。
- (2) 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ通報し、助言や指導を受ける。
- (3) 青梅市教育委員会が行う調査に協力する。
- (4) 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して事実関係等の情報を適切に提供する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 特別支援校内委員会

【構成員：管理職、生活指導主任、養護教諭、特支教育コーディネーター、特支教室担任、SC】

【活動内容：いじめ、不登校、問題行動、特別な支援が必要な児童等についての情報交換と対応の協議。
いじめアンケートの実施と集計】

【開催日程：原則月一回および必要に応じて随時】

(2) 学校いじめ対策委員会

いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援教室巡回指導担当、当該学年担任、SC、学校運営連絡協議会委員等による「第六小学校いじめ対策委員会」を校務分掌に位置づけ、定期的な開催と必要に応じて随時委員会を開催する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

- (1) いじめの発見・通報を受けたときは、家庭との連携をていねいに行い、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。学校だけで解決を図ろうとしない。
- (2) いじめを受けた児童が学校や家庭に相談できない場合を考え、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口について周知し、利用するように促す。
- (3) いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ通報する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。
- (4) PTAや地域の会合で、いじめ問題等、健全育成についての話し合いや情報交換をする。
- (5) 青梅市教育相談所やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭と連携しながら指導を行う。
- (6) 学校内だけではなく、各種団体や専門家と協力して対応する。

7 いじめ問題への取り組みの年間計画

		情報収集、児童理解	指導、啓発活動	対策会議 教員の資質向上	その他
4月	入学式 6日 学校教育説明保護 者会 17日 19日		保護者会 保護者のための学校経営方 針説明	青梅市いじめ防止基本方針 学校いじめ防止基本方針 いじめの定義 重大事態の判断について周知 いじめ対策委員会	青梅市いじ め防止マニ ュアル
5月	全校遠足 10日 委員会発表集会 29日		児童面談① 職員の意識向上と組織的対 応の徹底	いじめ対策委員会 情報共有	学校公開 13日
6月	いじめアンケート 20日～30日	いじめ調査 アンケート ①	ふれあい月間 たてわり班清掃	アンケート結果への対応 学校運営連絡協議会 いじめ対策委員会 情報共有	三田っ子ふ れあい祭り 24日
7月	三田っ子いじめゼ ロ宣言発表集会 10日		保護者面談	いじめ対策委員会 情報共有	
8月	「命の日」生命尊 重の道徳授業 30日		「命の日」の取組	校内研修会① 学校運営連絡協議会（教員のい じめ防止研修を共催） いじめ対策委員会 情報共有	
9月	いじめアンケート 20日～30日	いじめ調査 アンケート ②		アンケート結果への対応 いじめ対策委員会 情報共有	運動会 30日
10月				アンケート結果への対応 いじめ対策委員会 情報共有	
11月	学習発表会 18日 いじめアンケート 20日～30日	いじめ調査 アンケート ③	ふれあい月間	アンケート結果への対応 いじめ対策委員会 情報共有	ヤマメの飼 育教室 7日 創立150周年 記念式典 25日
12月			児童面談② 保護者面談	いじめ対策委員会 情報共有	
1月				学校運営連絡協議会 いじめ対策委員会 情報共有	
2月	セーフティ教室 13日 27日 道徳授業地区公開 講座 18日 いじめアンケート 18日～29日 三田っ子いじめゼ ロ宣言のまとめ 27日 学校教育報告保護 者会 456年 28日	いじめ調査 アンケート ④	保護者会 保護者会における学校経営 報告	アンケート結果への対応 いじめ対策委員会 情報共有 校内研修会② 学校運営連絡協議会	
3月	学校教育報告保護 者会 123年 4日			いじめ対策委員会 情報共有	卒業式 22日

* 「あいさつ運動」は、通年で実施

* 「たてわり班活動」は、5月以降に月1回実施

* スクールカウンセラー（SC）による観察・相談は、通年で実施